

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

副本直送

原告 株式会社自由社

被告 国他3名

第五準備書面

令和4年11月6日

東京地方裁判所 民事第31部 甲合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高池 勝彦

弁護士 荒木 田 修

弁護士 尾崎 幸廣

- 1 原告は、令和4年10月6日付第四準備書面で、文科省が令和元年度の検定において、他社の申請図書と比較して、本件申請図書に対して、信じがたい不公平な取扱いをしたと主張し、同時にそれを裏付ける証拠を提出した。
- 2 提出した書証のうち、甲13の1及び2は、原告が不正検定の例として教育出版と日本文教出版の各10件の内容については詳細に分析したものであるが、甲13の1の1枚目、訂正理由の下の欄の「原告コメント」が欠落しているので追加する。
- 3 左側、「訂正後記述供給本」に「⑤むらをあげて行われる云々」の訂正理由の下に、「原告コメント」として以下の記述を追加する。

所蔵先・作品名は必須事項であり、その記述が欠落しているのを見逃したものである。

4 右側、「訂正後記述供給本」に「裏焼き写真を修整」の訂正理由の下に、原告コメント」として以下の記述を追加する。

検定見逃しである。着物を着た複数の人物が写っているが着物の裾が右前になっており、調査官は容易に裏焼きに気付いたはずである。訂正理由も「図版が、不正確であった」とすべきもので、不正である。

5 また、甲16の1及び2は、甲13の1及び2と同じく教育出版と日本文教出版のについて、両社の自主「訂正申請」を分析したものである。A欄は、本来の訂正申請の趣旨に沿うものであり、B欄は検定の見逃しである。見逃された理由について、B-1、B-2、B-3、B-4、B-5と分析した。

6 第四準備書面での主張を、図示したものが別紙1ないし4である。別紙1は「入口の「不正検定」および、出口の「不正自主訂正申請」が発覚！」である。検定から生徒に供給されるまでを図示した。

7 別紙2は、「「専門的・学術的審議」の正体」であり、検定本の指摘件数の推移と異常な大量書き直しが発生したものをグラフによって示した。

8 別紙3は、「文科省不正検定の証明「自由社には厳しく、他社は見逃しの証拠」として、それを図示した。

9 別紙4は、「文科省不正検定の証明「専門的・学術的審議」の正体」として、検定審議会の審議時間を図示したものである。

以上